

家族観についての一視角

—18世紀のイギリスとフランス—

久留島 京子

(1)

いうまでもなく家族はどのような形態であれ、いつの時代にもいかなる民族にも見出される集団である。そして人は、家族の中に生まれ育まれてゆくのであり、人間形成における最初の規定者としてそのもつ意味は重い。

しかし家族の本質について、或はその構造と機能について、等ということになると社会学においても論争はたえない。しかもそうした学問的レヴェルでの論議と同時に、家族はだれにとっても自明のものであるだけに、問題の扱い方は多種多様とならざるをえない。

ただ家族の構造と機能は、与えられた社会のあり方によって規定されるものであってみれば、そのような与件の推移の中で変化してゆくものであることは云うまでもない。しかし同時に、社会的与件の基礎に家族がおかれていることもまたしかだから、家族のあり方は社会の基底的条件であり、かつ家族は社会の存続にとって必須のものだともいえる。従って「それぞれの社会は一般に——一つの社会組織が解体して他の社会組織が再編成される過渡的過程における社会を別として、——一定の型の家族を維持し確保するために、つよい社会統制の機構をもつのが常であった。」^①

それはまず第一に法であるが、またときにはそれにまさるとも劣らぬ重さをもつのが家族観である。

何故なら家族は前述の如く、最も基礎的な集団であり、人が生まれ育まれてゆく中で、一定の行動様式や価値観を身につけてゆく社会化の場だからである。社会は家族を通して人間形成を行い、社会の成員をつくり出してゆく。従って、それぞれの社会にあって「一定の型の家族を維持し確保すること」はその一定の社会組織を維持し確保するうえで欠くべからざるものとなる。

個々の家族生活はそれぞれの社会において支配的な家族観に支えられて営まれてゆくのがふつうである。いうまでもなく家族は夫婦関係と親子関係からなり立つものであるが、その基礎にあるのは夫婦関係である。従って、その家族観がそこで夫と妻（男と女）の役割を規定してゆくこともまたあきらかである。

とりわけ、最近の女性問題についての動向は、法的社會的な面における男女平等の実現もさることながら、むしろ意識の上での性差別が規定者として大きな意味をもっていることを痛感させられる。そのように考えてみると、それぞれの時代の家族観は女性の地位に関して或意味では法以上の重さをもつとも考えられる。

私はこういったことを念頭におきながら、近代社会成立期の家族觀を中心に考察し、そしてそれが時代の女性觀にどのように投影しているかについても眺めてみたい。家族が婚姻をもとにして成立しており、その男女の関係のあり方が家族の基幹をなす以上、女性觀が家族觀の形成とからみあっていることは否定しがたいであろう。

ここでの焦点は、18世紀末のイギリスとフランスにおかれる。この二つの国は、発展の段階は異なっていたとはいえ、それはまさにひとつの社会組織が根底からくつがえされるような一時期だったからである。

(2)

産業革命前のイギリスが、他のヨーロッパ諸国と同様、農業社会であったことはいうまでもない。そこでは、人口の多数は農民であったが、同時に工業に従事する者も多かった。この時代の主たる工業は羊毛工業で、イギリスの輸出品中三分の二を占めていたが、農家の副業として行われていた。ふつう女、子供が織元から供給される原料を紡ぎ、それを男が織る、という家内工業であった。^②

従ってこの時代の農村における家族は、前近代社会の常として生産と消費の共同体としての機能を果たし、家族員各自が何らかの形でその役割を分担していた。

このように家族が一つの経営体としての意味を重くもつとき、その土地や家屋をよりどころとして家族員の統轄者（＝家長）が力をもった。家父長的家族がこの時代の支配的形態であった。

しかし産業革命の進展は、このような家族を急速に解体してゆく。一方には農地を囲い込み新しい農法をとり入れることになった富裕な階層、新式機械を導入して紡績や織布の大規模生産を開始した階層の家族。他方にはそうした波にのることができず、土地を追われ生産の基盤を失ってしまう家族——。家族はも早、その成員全てが力をあわせて自給自足の生活を営む共同体ではなくなってしまった。

そしていずれの場合にも、家族の中での女性の位置は、今や、家長をたすけてこまごまとした家庭管理と同時に、生産労働を分担するものではなくなった。上層においては女性の生産労働はも早必要でなく、消費の共同体となった家族の中心的存在として生活にみがきをかけることが期待される。一方、下層にあっては家庭内での生産労働はない代り、家計補助の必要から家庭外に労働の場を求めなければならなくなる。

従ってこの時代の家族観なり女性観なりを論ずるにあたっては、（いずれの時代にあっても多かれ少なかれいえることではあるが）それぞれの階層によって女性のおかれた場が異なっていたことも念頭においておかねばならぬ。

ただこの時代までの家族は、生産と消費の共同体として、人々がその中に包みこまれてはじめて生活してゆくことが可能であったから、家族の維持、発展のための全員の協働は当然の前提であった。そこで妻＝母は、孕み、産み、授乳するという一連の行動に制約されて生活することもまた自然の姿である。そしてその期間は他者の保護を必要とするのがふつうであるから、自ら行動半径は局限される。生産と消費の共同体としての家族の統轄も夫＝父の役割となる。しかし具体的にそうした出産と育児という女性の性的な制約がどのように処理されるかによって女性の状況は異なってくる。

このことは、一般に理念としての男女平等が出てくる以前の女性のあり方をつよく規定することになる。概していえば育児、それに伴う家庭の雑事から解放される度合が女性の行動のひろがりと無縁ではないともいえよう。時代を遡るに従って、何らかの足跡を残した女性は、他者（婢、乳母、小間使、家庭教師等々）によってその天職を代行させうる立場にある階層に多く見出されることにもそれはあらわれている。

育児、家庭の管理が女性の仕事として重さをもつことから、こうした生物学的事実に規定された女性の役割（その一方、男性の側での保護的役割）が、家族の中に位置づけられてきたのであった。こうした中で家長の権威と女性の隸従とをその自然の帰結とした家族観が形づくられてゆく。それは産業革命時代のイギリスでも、大革命前後のフランスでも共通していた。

(3)

まずフランスについてみよう。この点に関するかぎり、ルイ14世に仕えた聖職者フェヌロンも、啓蒙主義の旗手の一人である人民主権論者ルソーも、さしたるちがいはない。

フェヌロン（1651～1715）は、王太孫の師傅として「テレマックの冒険」（1699）を書いたが、これはその教え子ブルゴーニュ公を楽しませつつ理想の統治者を描き出したものとして知られている。こうした立場のかれがそれより先、ある貴族の夫人に頼まれてその娘たちの教育について助言を求められたものをもとに、1687年に出版したのが有名な「女子教育論」である。

「教育の最初の基礎」を重視するフェヌロンは、幼少期の教育について多くの頁をさき、男女に共通する問題を論じている。「自然にしたがい、自然をたすけること」を教育の眼目とするかれの立場は、のちのルソーを彷彿させるものであるが、その女性観、家族観にも共通するものをもっている。

社会を「あらゆる家族の集合体」とみるフェヌロンは、そのような家庭の中心としての女性の役割を強調する。「家庭を破壊するのも、ささえれるのも、そして、家庭内のことごととしたすべてのことを整えるのも、したがって、全人類に直接に関係のあることに決定をくだすのも」すべて女性なのである。だから、「現世の幸福のため、永遠の至福のために、家庭に秩序をうちたてるため」^③に、正しい判断力をもち、勤勉で、宗教心にみちた女性が偉大な家庭の中核として必要だという。

従ってフェヌロンの女子教育は、このように女性の仕事は家庭内に局限されるべきだという前提の上になり立つ。その当時の上流階級は、専ら娘を修道院での教育に委ねるか、さもなければ養育係に任せるかであった。修道院の教育と、軽薄、無思慮な養育係による教育と、いずれをも否定しつつフェヌロンは、しっかりした母親が、自ら教育に専念することをねがったのである。私たちはそこに当時の上流階級の家庭生活の一端をみるとともに、公教育の行われていなかつた時代に、とりわけこうした家族観がかれらに近い人々によって唱導されたことの必然性をも思うのである。

だから上流階級の孤児エミールに、理想的な教育をほどこすという設定をしたルソー（1712～78）の立場にそれは通じるものである。上流階級の女性たちがサロンで才智をひけらかし、「疑う余地がない女性の義務」（すなわち子供を育てる母親の役割）を怠っていることにルソーは憤りをおぼえる。^④

「万物を創る神の手から出たときにはすべては善いが、人間の手にわたるとすべてが堕落する」^⑤とは、「エミール」の有名な言葉であるが、だからこそルソーは最初の教育が大切だというのである。しかも、「その最初の教育は疑いもなく女性の仕事」であり、その義務はいっそう骨が折れるし、その心づかいは、家庭がよい秩序を保つためには、きわめて重要だというのである。

しかし、だからといって、ルソーは母親が父親と同等の、或はそれ以上の権威をもつべきだというわけではなく、家庭内で父親が支配権をもつのは「事物の本性から」して当然だという。その第一の理由は、「権威は父と母との間で平等であってはならず、支配権は単一であることが必要で、意見が分かれたときには、それを決定する優越的な考えが一つなければならない」からである。

そして第二に、「婦人には活動できない時期が常にあるというような、婦人にのみ特殊な不都合と考えられる事柄は、いかにそれが些細なものであろうと、婦人を第一位から除外するに充分な理由である。なぜなら、衡りが完全に釣り合っているときには、それを傾けるために、

一本の藁があれば充分である。その上に、夫は妻の行為を監視している必要がある。というのは夫が認知して養育することを強制される子供達が、彼以外の他人の子供ではないことを確認することが大切である。妻は、こういう心配を少しももたないから、夫に対して同等の権利をもたないのである。」（傍点筆者）⑥

ここにいみじくも示されていることは、家族の統轄は一人の家長によってなされるべきであり、女性が家長たりえないのは、その生物学的に規定された出産、育児の時期をもつということに他ならないのである。この点はいつの時代にもくり返し現れることであって、女性問題を考える場合の核としての意味をもつことは先にふれたところでもある。更に、夫の子を産むことの不確実さをさりげなく述べていることは当時のフランス上流社会の性関係のあり方を反映しているといえよう。

そしてルソーにあっても、フェヌロンと同様に国家の基礎として家族を重視する。しかし、国家を家族の拡大と考えるフィルマーの「家父長権論」を「憎むべき体系」⑦とよんで斥ける。フィルマーは、神がアダム（男性＝夫＝家父長）に与えた権力の拡大が現在の国家の首長（＝王）にいたったと考えるのだが、ルソーによればそれは全くちがう。家父長権は、父親が子供達より肉体的に強力である故に、子供達にとって父親の助力が必要であるからこそ自然にうけたてられたものである。それに対して、全員が「自然的に平等である」国家においては、その権力は契約にもとづいてのみ基礎づけられるにすぎない。従って、国家の全員の一般意志に従って政治が行わなければならず、法によらずに統治することはできない。

このように、国家は家族とちがった政治的存在である、と主張しながらも、ルソーは国家は沢山の家族から成り立つものである、という点では先のフェヌロンに共通している。そのような家族の集合体としての大きな社会（＝国家）は、家族をモデルとして建設するわけにはゆかない。「なぜなら、大社会は、沢山の家族から成っており、それらは結合以前にはなんらの共通の規律をもたず、また、国家に適用るべき事例を与えるべからずである。反対に、国家はもしうまく統治されれば、すべての家族に共通の規律を与え、父の権威や、下僕の服従心や、また子供の教育に対する一貫した方式を提供するはずである。⑧

ここでルソーは、家族のあり方がそれを包む社会的与件によって、とりわけ国家とその法によって規定されることをみとめている。しかし、国家は家族を前提として存在するのであり、そして「家族というものは、ただ家長を介してのみ社会に結びついている」のである。

ルソーにあって家族は、田園で家長中心に、平和で楽しく営まれる単位として、原初の時代から営まれたし、またそれが人間の目ざすべきかたちでもあった。⑨ それは「自分の腕で働いて、自分の土地を耕しながら」「独立して、自由に」暮らすとルソーの考える小農民の家族の姿なのである。⑩ こうした家族の夫たり父たるもののが、一家の主人となることによって、国家の構成員となるのだ、とルソーはいう。⑪

ルソーが社会契約による政治社会を構成することを考えると、その構成員が「集団的には『人民』の名を持つにせよ、個別的には市民団『祖国』の成員、つまり主権に参与する者としては『市民』と呼ばれ、主権に服従する者としては『臣民』〔被統治者〕と呼ばれる」にせよいずれにしても、こうした「国家の構成員」⑫のことにすぎないのである。

当然のこととして、そのような家長の下にある家族の構成員は、国家の構成員ではない。明らかに小生産者の立場に立って共和国を構想するルソーは、家父長制家族をその単位と考えるのであり、そこでの女性を、独立した人格とはみなさない。家庭内で家長たる夫をたすけ、その世話をし、夫の子供を産み育ててゆくことに女性の役割を限定することになる。⑬ そしてル

ソーカの場合は、そうした期待はすべての階級にもひろげられる。とりわけルソーが接した上流の女性たちが、知的教養をひけらかし、サロンの花としての生活にあけくれ、女性「本来の」役割をはたしていないことが憤りを以て描かれることになる。「女性をその第一の義務に立ちかえらせれば」すべてがよくなつてゆく、とルソーがいうとき、わが子を乳母にまかせ、里子にして自ら育てない女性たちを念頭においていることはいうまでもない。その点においてフェヌロンと同じ立場での議論が展開されることになる。

こうした女性観がフランスのアンシャン・レジームに規定された上下の階層のそれであったばかりでなく、ルソー的女性像は革命後もひきつがれてゆく。それは、女性の役割を家庭の中に局限せしめることによって、一切の社会的政治的活動からの女性の排除へつながり、基本線においてはジャコバン政府——ナポレオン——王政復古となつてもかわらない。¹⁴⁾

(4)

フランス革命の影響はドーヴァーをこえたイギリスに大きなうねりとなって押しよせる。産業革命の渦中にあったイギリスでその影響の下にきわめてユニークな家族觀を開拓するウルストンクラフトとゴドウィンを見出すのである。

フランス革命が勃発するや、いち早くそれに呼応したイギリスにおいて、まもなく急進と反動との鋭い対立がつづく。いわゆる「イギリスにおけるフランス革命」である。しかし、産業革命のただ中にあったイギリスは、ルソー的状況とはおおいに異なる。すでにのべた様にそこでは小生産者層が階層分化をとげつづけているのであり、も早ルソーのみた家父長中心の家族の基礎はほりくずされていたのであった。

それは土地と家内工業を失った農村の人々の不幸をうみ出したばかりでなく、かれらの多くが流れ込んだ都市でもまた、未曾有の事態をくりひろげたのであった。一方では夥しい富の所有と、他方では著しい悪条件の下での苛酷な労働と低賃金。しかも与えられる仕事の量に対して「過剰な」労働力として意識される人口問題、失業、道徳的頽廃。

名譽革命の不徹底さを批判する立場からのフランス革命賛美者として、その時登場するのがプライスである。¹⁵⁾ それへの攻撃をバークが「フランス革命についての省察」¹⁶⁾ にぶちまけるや、直ちに反論の筆をとるのがウルストンクラフトである。1790年の「人間の権利の擁護」¹⁷⁾ がそれである。その後、プリーストリ、ペインら多くの人々が加わるが、ここでとりあげるのは、1792年のウルストンクラフト「女性の権利の擁護」および翌93年ゴドウィンによって書かれた「政治的正義の研究」である。いずれも当時の家族觀に関してまことに問題の書でもあるからである。しかも、これらの書物の出版当時、たまたま同じサークルに参加して面識はあっても、反発を感じこそすれ、心のかよいあうことのなかった二人が、数年のちに愛し合い、夫婦となって独特な家族生活をおくったことも運命的ではある。

かれらは共に啓蒙思想の影響を色濃くうけ、理性への信頼を強く抱きつつ、フランス革命を賛美する。しかし革命の進展に従って、次第にそれへの幻滅を深くしてゆくと同時に、その理性中心の思想にも微妙な変化を來すのである。

ゴドウィンは全ゆる権力を否定する。政府というものは、どんな形態であれ、ひとつの害悪だと考える。「政府のない単純な社会状態」が実現してこそ、人は自由で独立したものとなりうる、というのである。これは「自然的に平等で」自由な独立した人間が契約にもとづいた国家をつくりあげてゆく、というルソーとはまさに逆である。ルソーはこの契約は国家の基礎である家族の長によってなされると考えたところから、家長=男性のみを社会の自由で独立な人

間として前提することになる。

一切の権力をみとめないゴドウィンは、法も秩序も全て否定する。自由で独立な人間にとつては、結婚も家族も悪しきものでしかない。

「（共同生活の）慣行に伴う害悪は、明瞭である。人間の知性が効果的に深められるためには、人びとの知的活動が互いに独立していることが必要である……これに加えて、二人の人間の好みや希望が、どんなに長い期間にわたっても一致すると期待するのは、馬鹿げている。彼らを共に行動させ共に住まわせることは、妨害、口論および不幸というような不可避的運命に彼らを従わせるものである。」^⑯

共同生活の中でも、とりわけ結婚が問題となる。ヨーロッパ諸国において行われている結婚は、無分別でロマンティックな青年男女が、ほんの数回、しかも欺瞞に満ちた状況のもとで数回あい、それから永遠の愛を誓う。ほとんどすべての場合、彼らはだまされたことを知る。とり返しのつかない誤りなのだが、彼らは現実に眼を閉ざすことを最も賢明な策と考え、何とかしてその状態を自ら納得させようとつとめる。だから、「結婚の制度は詐欺の制度となっている」というのである。

そればかりではない。ゴドウィンは現在理解されているような結婚は、独占、「しかも最悪の独占」だという。「二人の人間が、強制的制度によって、自分自身の心の命ずるところに従うこと」を禁じられている限り、偏見は生き、しかも強力であろう。専制的な不自然な手段で、一人の女性を所有し続けようとする限り、私は、最も憎むべき利己心の罪を犯している。^⑰

従って、ゴドウィンは現行の結婚制度の廃止を主張する。それは獸欲と堕落の前兆だと考えられるかもしれないが、ゴドウィンによれば、他の場合同様、逆にわれわれの悪徳を抑えるためにつくられた実定法の方が、悪徳を刺戟し倍加させているのだ、というのである。

そしてこういう一切の制度が廃止された平等な社会では、正義と幸福の感情が、金のかかる慰めに対する人びとの好みを消滅させるから、過度の欲望はなくなり、人は官能の快楽よりは理智の快楽をえらぶようになる。従って男女間の関係も、理性によって規制されたものとなる——それは友情とよばれるものと同じだ、とゴドウィンは考える。^⑱

このように男女は全く同一の人格として考えられるのであり、こうした両者の関係を規制する一切の制度もまた存しないのである。しかし結婚制度、家族制度を廃止したとき、子供の教育はいかにして行われるのか。ゴドウィンはそれを公共の手によって行うものと考える。私有財産を完全に否定する立場から、社会における財貨は、その労働に応じてではなく、必要度に従って分配されるべきだ。だから育児の負担も、自然的には女性のものであっても、それは社会の他の成員によって喜んで分担されうるものだというのである。

従ってかれにあっては、最初にのべたような問題、女性の生物学的に制約された状態から生じる役割、ということは問題にならない。理性をもつかぎり、男女全く平等で自由な独立した人格としてみとめられることになる。

こうしたゴドウィンの立場は、フランス啓蒙思想の理性中心主義を端的に示すものであると同時に、当時のイギリス社会に対する徹底した否定もある。しかし全ては、人間が理性的存在として完全になりえた場合の話であって、そうなるための条件を欠いでいるとき、問題にならない。同じように自由、平等、独立な人間を前提としながらも、ルソーはそのような人間のぞましい状態（自然の状態）がくずされるときに、家族が、そして国家が成立するとみたのであった。そして国家の単位としての家族においては、その自然の条件に規定された男と女のあり方が求められ、家長中心の家族像が描かれた。

これに対してゴドウィンにあっては、ルソーとは逆に国家や家族を否定した状態が思い描かれる。しかも、それはルソーの想定したような自然の状態では決してない。それは無知ではあるが素朴な人間ではなくて、理性の権化ともいべき存在であり、それなればこそ、何の規制をもうけずに自ら律してゆけるのである。そこでは生物学的規定はも早問題にならない。異性間の愛も同性の愛（＝友情）と異ならず、子供がうまれても、（妊娠、出産は兎も角）その養育は社会のものである。さらには、理性的存在であることによって、官能の満足に対して無関心になる、とさえいうのである。しかしそうなってこそ、はじめてゴドウィンの生きたイギリスの深刻な社会問題（人口過剰）にも解決が与えられることになる、と考えたのである。

(5)

「政治的正義の研究」に先立ち、ウルストンクラフトの「女性の権利の擁護」はすでに出版されていた。このとき互いに関心もなく、むしろ不快の感さえ抱いて出あったにすぎない二人であったが、理性中心主義と、当時の結婚制度、家族制度に対する否定的態度において、かれらは共通するものをもっていたのである。

1796年に再会し、互いに心ひかれたかれらは、当時としては極めて異例の形式、20軒ほどはなれた家に住んでそれぞれ著作に専念し、必要に応じて会う、というかたちをとったのである。ところが子供の誕生が近づくにつれ、その将来への顧慮から翌年3月正式に結婚する。その夏女児を出産したウルストンクラフトは産後の経過が悪くまもなくこの世を去ってしまうのである。

それではウルストンクラフトの家族観はどのようなものであったのだろうか。上述のような結婚の形をとったことは異例ではあったが、しかし子供の出生をひかえて正式な結婚の手続をとるにいたったのは、当時の家族制度、法律に従ったことでもある。そしてそれが「政治的正義の研究」でそのユニークな論ゆえに名声を博したゴドウィンにとっては、大きなマイナスとなったことは否めない。もっとも、かれの方が積極的であったわけではなく、ウルストンクラフトの強い希望がそれを行わせたのである。これは、かつてフランスにおいてアメリカ人イムレイと正式に結婚せぬままに一女をもうけたウルストンクラフトの側における大きな変化を意味することである。ここでイムレイとのアフェア^②について詳述するいとまはないけれども、そのことがもたらした不利益（彼女自身にというよりも生まれた娘にとっての）を身にしみて感じたが故の行動であったといえよう。

それのみでなく、ゴドウィンが国家や法を全面的に否定した中で家族を位置づけたのに比べれば、ウルストンクラフトの場合、決して国家や法は否認されたのではなかった。彼女は現行の法や社会制度に対して批判的であったにすぎなかったといってよい。むしろ女性の従属的状態からの解放を叫ぶ彼女にとっての第一の目標は、理性的存在へと女性を啓発することでありそのためには国家による女子教育制度の改正、法による女性の権利の拡張が必要だという主張に連なってゆく。共に人間理性の重視という点から出発しながらも、女性において理性の陶冶がなされていないことを痛感し、それこそが諸悪の根源であるとするウルストンクラフトとゴドウィンとの間には自ら懸隔があったといってよい。そして或意味では女性のおかれた状況もその中にいる者にして初めて独特の痛みとして感得されうるものであることをもそれは示しているように思われる。

いうまでもなく、国家観、社会観のちがいが根底にあることはたしかであるが、そのことはまた、かれらの家族観についてもいえる。もっとも、ゴドウィンの家族観はウルストンクラフ

トの死後大きな変化を示す。かれの「女性の権利の擁護の著者の思い出」(1798)^②の中には妻への哀惜、彼女との結婚生活の幸福への追慕が到る処に奔り、更にはその後の小説等の中でも家庭的愛情の強調となっている。社会観、国家観においてゴドゥインが特に修正を示したわけではないけれども、マルサス人口論の出現、イギリス社会全体の反動化の嵐の中で、かれは次第に忘れられた人となってゆく。

ゴドゥインの国家観、家族観はさておき、それではウルストンクラフトの場合、その家族観はどのようなものだろうか。彼女は無神論者、無政府論者ゴドゥインとは全く異なった基盤の上にある。その心底深く神があり、神の被造物としての人間がみな平等であるべきだとする彼女は、とりわけ女性に対する社会の不当な差別を憤るのである。そしてそれを改めるためには、人々の偏見を変えてゆくこと、その偏見をうみ出している誤った教育制度をたて直すことを第一の課題とする。従って、その主著「女性の権利の擁護」はフランス革命のさ中、教育改革案を提出したタレイランに捧げられることになる。

前述したように、教育を公的なものとして行うことはそれ以前のフランスにはなかったのだから、1791年立憲議会でタレイランが公教育計画案を報告したことは画期的なことであった。これは後にコンドルセらにより批判、斥けられるのであるが、この時タレイランへの期待が大きかっただけに、ウルストンクラフトは女子教育に重大な差別をうみ出すこの報告(1791.9.10～13)を機に、一気にペンを走らせることになるのである。

市民の平等な公教育を考えるタレイランが女性の問題になると歪めてしまった原理——即ち啓蒙思想=革命を貫く原理であった筈のもの——を、ウルストンクラフトは女性の問題にまで押しひろげようとしたのである。タレイランにあっては、少女はパブリック・スクールで8才までは男児と共に教育されるが、それ以後は家庭にとどまるべきだ、家庭こそ女性がその生涯にわたって関心と活動を集中すべきところだとしたのである。

その意味では、フェヌロンともルソーとも異なるところはない。コンドルセを唯一の例外としてフランス革命期の啓蒙思想家たちはすべて女性の役割を家庭に限定し、その為の教育のみを考えと共に、政治活動への女性の参加を拒否するのである。この問題はいろいろな角度から考えられねばならないが、その根底にはやはり女性の性と結びついた役割(妊娠ー出産ー育児)に制約される才月の長さと重さへの顧慮が大きく働いていたといってよい。従って、現実にはサロンで男性をしのぐ上流階級の女性もあれば、ヴェルサイユ行進に参加して活躍する女性もあったのだが、その性に結びついた役割が家族の生活の維持に、そしてその拡大としての社会、国家の維持に重要だという脈絡で考えられてゆく。

このことはウルストンクラフトとて例外ではない。彼女はその「女性の権利の擁護」の中で屢々家族生活の重要さ、そこで育児のもつ大きな意味をのべるのである。その主張のひとつの大いな特徴は男女共学の国立の通学学校設立の提案であるが、一方、家庭教育を重視する。そしてこの重要な子女の教育は家庭管理とならん女性に固有の義務と考える。しかもそのいずれの義務を果たすためにも女性の理性の陶冶(=教育)が必要だというのである。

しかも自ら女子教育にたずさわった経験から、「子供はごく幼いうちに性格を身につけるものであり、しかも7才までの間は女性だけに子供の世話はまかされている。ところが知性の低い女性がどうして分別ある母たりえようか…………」^② こういう論拠から彼女は判断力のある女性、自主性をもつ女性の教育を主張する。ただし、次のようにもいう。「家族の中の主人と主婦は情熱をもって互いに愛し合いつづけてはならない。…………不幸な結婚生活は、家族にとって屢々大変好都合であること、また、かえりみられぬ妻は通例、最上の母親である。」^②

即ち彼女によれば結婚生活において愛の熱がさめてくるのは自然のなりゆきであり、官能的な情熱は友情の静かな思いやりにおきかえるべきだ、というのである。無知のために知性がロマンチックに歪められているような女性。瑣末なことにしか注意を向けて自分で学ぶことをしないために、とうのたった子供のようになっている女性。常識さえもたず、まして知性の名に価する抽象的な理念は問題にもならぬ女性たち……。こんな無知で弱い者の頭は、自衛本能のおきまりのコースとして狡猾さをもっており、いろいろな手くだを弄して男性の関心をひことうとする……。

このように女性を見るところから、彼女は結婚生活において愛の熱がさめるのは不可避であるということにとどまらない。むしろ夫になんでも恋する者の性格が残っている溺愛者は、「人生の重大な義務を忘れ、また本来ならばかれの子供たちの心の中に信頼感をよびおこす筈の愛撫を子供にとうのたった妻にむかって惜しげもなく浴びせかける。」そこから先にあげたような言葉「不幸な結婚生活は家族にとって屢々大変好都合だ」という結論が出てくることになる。

このような家族観が次の世紀に支配的となるヴィクトリア時代の「神聖な家庭生活」と大きな違いを示していることはいうまでもない。

この差違は、しかし、すでに述べ来ったような国家観、家族観の結びつきから考えるだけでは説明できなくなってしまう。ウルストンクラフトの場合には、苛酷ともいいたいほどの少女時代をその家族の中でおくっている。暴虐な父親に対する憎しみと無力な母への憐れみと焦立ちが、男性一般への憎悪や不信にないまぜられて、「愛はうつろい易いものである」と言わしめている。また所詮、男性にとって女性は情欲の対象でしかありえないのだという感情は、「妻を溺愛する夫」への軽蔑的な表現をうみ出しているようである。

(6)

従って思想一般についてもいえることではあるが、家族観の形成にとりわけ影響を与えるのは、その個人的体験であろう。その意味では本稿にとりあげた他の人びとのそれにもふれるべきだが、ここでは割愛せざるをえない。

ところでウルストンクラフトの国家観、社会観を眺めてゆくならば、彼女においてはその根深い宗教観の上に立つ人間の平等^⑥そしてその実現のための制度の必要、という観点から男女平等の家族観が展開されてゆく。彼女自身ははっきりしたかたちでの国家論を形成したわけではないが、その人権論的立場からの宗教的、市民的自由、特権階級の不当な諸権利への批判の一環としての女権論として展開されることになる。

ただこの場合も、女性の役割を家庭管理、育児などにみているという点ではルソーらと変わることろがない。この点は冒頭にものべたように、生物学的に規定された女性の性にかかわる一連の出来事は至極当然のものとしてうけとめることになる。

しかも男女の愛をうつろい易いものとしか考えられない彼女にとって、女性の経済的自立は至上命令である。現に彼女は19才でコンパニオンになって以来、学校経営、家庭教師、文筆家として独立する。^⑦ ただ二人の子供の養育に関しては、そのいずれの場合にも子守をやとってその世話をさせうる条件をもっていたことを看過してはならない。それはいわば中産階級に属していればこそ可能なのであって、同時代に顕在化する多くの働く女性たち——下層の労働者階級の女性たちがおかれた極めて劣悪な状態とは対照的である。

従って次の時代、即ちヴィクトリア時代に出てくる家庭の神聖視は、上流の階級では、生産的共同体でなくなった代りに、あたたかな憩いの場としての「神聖な家庭のろばた」に象徴さ

れる。そしてその対極には、家庭をはなれて各人が生産の場を外にもとめて分散しつつ働くかざるをえない大量の家族の発生がある。そこでは、妻や娘が外で働くかなければ食べてゆけないという現実と同時に、そのことによる家庭生活の破壊、女性の肉体の消磨、或は働き疲れた女性のパブへの出入り、低賃金で働く女性による男性労働者の圧迫、等々が社会問題として意識されてくることになる——。その結果として下層階級に対してもまた女性の家庭への復帰、あたたかい家庭のろばたこそ神聖なるもの、という強調がなされるのである。

そしていずれの場合にあっても、そのような安定した家族こそが社会の単位としてのぞましいものとされる。上流にあっては支配的諸力を担うものとしての安定した子弟の教育が、下層にあっては労働力の再生産を十分に行いうるためのよき生活の場の建設が奨励されることになる。

冒頭にのべたように「一定の家族の型を維持し確保する」ことは、今やヴィクトリア朝の繁栄を支えてゆくための要請でもあった。19世紀を支配する家族觀はここでの課題ではないが、実は、こうした上下の階層の間にあってむしろ有用性を失うと共に、上下の間にゆれ動いて自信を喪失していったのが中産階級の女性たちであった。それはウルストンクラフトについてもいえるのであるが、同時に19世紀に入って以来の中流の女性に顕著であった。^② 結婚による地位の上昇に躍起となる姿を私たちは多くの文学作品にみるが、また、そうした中で経済的自立、女性の人格の独立等といったことが改めて強く意識されてくるのである。次の19世紀はフェミニズムの運動が花咲く時代となるのも偶然ではない。

注

① 川島武宜「課題」、講座家族「家族問題と家族法Ⅰ」、酒井書店、九頁。

川島教授はつづけて次のようにいわれる。即ち、そのような機構は種々あるが、「中でも特に、人はきわめて幼いときからしかも不斷に家族の一定の行動様式、人間関係によって条件づけられるので、家族の行動様式はつよい情緒的反応をともない、かつ個人のパーソナリティの深層部に内面化して定着しているのが、普通である……」

② 今井登志喜「英國社會史」東京大学出版会、上 322～8頁。下 2～3頁。Ivy Pinchbeck : Women workers and the Industrial Revolution, 1750～1850, 1930, reprinted 1969. p. 121.

③ François de Fénelon : L'education des filles. Les aventures de Télémaque, Notices et annotations par Aug. Dupouy, Tome II, p. 164. フェヌロン「女子教育論」志村鏡一郎訳、明治図書、10～11頁。

④ 金でやとわれた女たちに預けられるところから子供たちの不幸がはじまる、とルソーはいう。「子供から解放されて、陽気に都会の楽しみにひたっているやさしい母親たちは、産衣につつまれた子供が、村でどんな扱いを受けているかを知っているのだろうか。ほんの少しきわぎたてただけでも、子供は古着の包みみたいに釘にひっかけられてしまう。そして乳母がゆるゆると用をはたしている間、あわれな幼児はこうして釘づけにされているのだ。こんな状態にいるのを見かけた子供たちの顔は、みな紫色をしていた……」 J.-J. Rousseau : Emile ou de l'education, 1762. Classiques Garnier, 1951. pp. 15-17. ルソー「エミール」平岡昇訳、河出書房、15～16頁。

⑤ Ibid., p. 5. 同書、8頁。

⑥ J.-J. Rousseau : De l'économie politique. Oeuvres Complètes de J.-J.

Rousseau, 1827. Tome I, pp. 409-10. ルソー「政治経済論」河野健二訳、岩波文庫、9～10頁。

- ⑦ Ibid., pp. 408～12. 同書、8～12頁。
- ⑧ ルソー「『政治経済論』草稿中に含まれた断片」同書、74頁。
- ⑨ J.-J. Rousseau : Emile, p. 606. 前掲訳書、556頁。
- ⑩ Ibid., p. 583. 同書、535頁。
- ⑪ Ibid., p. 571. 同書、523頁。
- ⑫ Ibid., p. 588. 同書、539頁。
- ⑬ ルソーはいう。「女性よ、あなたの主人を尊敬するがよい。彼こそあなたのためのために働き、あなたのパンを稼ぎ、あなたを養っているのだ。それが男なのだ。」 Ibid., p. 558. 同書、508～9頁。そして、女性の役割に関連して次のようにいう。「女は男を悦ばせるために作られた。…………だから、女子教育はすべて、男性に関連したものでなければならない。男性の気に入ること、その役に立つこと、男性が幼いときには養育し、大きくなれば世話をやくこと、彼らのために、生活を楽しく、快いものにしてやること、こういうことが、あらゆる時代を通じて女性の義務であり、また、女性に小さい時から教えこまなければならぬことである。…………女性は抜け目なく、よく働くかなくてはならぬ…………。」 Ibid., p. 455. 同書、412頁。
- ⑭ 革命の勃発後まもなく発表されたグージュの「女性の権利宣言」(Marie-Olympe de Gouges, : Declaration des droits de la femme et de la citoyenne, 1792.)は、「人権宣言」の女性版といってよい。しかし、その後の女性解放運動は、「人間と市民の解放」と並んで進行することは許されなかった。革命の終末近く、女性の政治運動や街頭行動は公安の秩序を乱すということで禁止され、中心人物であるグージュその他は処刑される。1793年10月の国民公会において支持されたアマールの演説には次の言葉が含まれている。「…………女性は、その本性が要求する、より重要な仕事に献身しなければならない。…………そして、本性と習俗によって女性に割当てられた仕事とは、人の教育に着手し、子供たちの精神を公徳に導き、…………自由に対する政治上の崇拝の中で彼らを教化することである。…………女性は、政治に口を出すため家庭を出るべきではない…………。」アマールの演説については、辻村みよ子「フランス革命と『女権宣言』」より引用。法律時報48巻1号、76～7頁。
- ⑮ Richard Price : A discourse on the love of our country, London, 1789. プライス「祖国愛について」永井義雄訳、未来社。
- ⑯ Edmund Burke : Reflections on the revolution in France, 1790. バーク「フランス革命についての省察」水田洋訳、中央公論社。
- ⑰ Mary Wollstonecraft : A vindication of the rights of men, in a letter to the Right Honourable Edmund Burke ; occasioned by his reflections on the Revolution in France, London, 1790.
- ⑱ William Godwin : An enquiry concerning political justice, and its influence on general virtue and happiness, London, 1793.
Godwin's Political Justice. A reprint of the Essay on Property from the original edition. Edited by H. S. Salt, London, 1918. p. 101. ゴドウィン「政治的正義（財産論）」白井厚訳、陽樹社、91頁。「政治的正義」加藤一夫訳、春秋

社、469頁。

- ⑯ Ibid., p. 103. 白井訳、93頁。加藤訳、470頁。
- ㉐ ゴドウィンは更につづけるのである。「合理的な人々が今食ったり飲んだりしているのは、快樂愛からではなくて、食ったり飲んだりすることが我々の健康な生存に取って肝要だからである。合理的な人々は其の時にも人類を繁殖させるであろうが、それは或感覚的な快樂が此の行為に附け加えられるからではなくて、人類が繁殖させられることが正しいからである。」 Ibid., pp. 104~5. 加藤訳、471頁。
- ㉑ 1792年末、単身フランスにわたったウルストンクラフトは、激化する革命への不安の中でイムレイにあう。英仏開戦とともに身の安全のため、アメリカ人の妻として登録するが、彼女は、男女の平等な関係を認めない法律の承認をうけることを拒む。しかし、まもなくイムレイの愛はさめ他の女のものと去ってゆく。その間の彼女の怒りと苦惱にみちた心の起伏を、イムレイへの手紙は示している。Letters to Gilbert Imlay, with prefatory memoir by C. Kegan Paul, London, 1879.
- ㉒ Memoirs of the author of a vindication of the rights of woman, London, 1798. 白井厚・堯子訳「メアリ・ウルストンクラフトの思い出——女性の解放思想の先駆者」未来社。
- ㉓ M. Wollstonecraft : A vindication of the rights of woman, London, 1792. Everyman's Library, 1955. p. 210. メアリ・ウルストンクラフト「女性の権利の擁護」藤井武夫訳、清水書院、上巻 133頁。
- ㉔ Ibid., pp. 34~5. 同書、56~7頁。
- ㉕ 国教徒の家に生まれながら、のちに多くの非国教徒たちと交る彼女は、独特の宗教観をもつ。神の絶対性の觀念は、神の被造物としての人間の平等という思想に連なるが、それを女性をも含めた人間にまで拡げる、という当然の考えはウルストンクラフトによってはじめてつよく提示されたといってよい。神が女性にも魂をもたせているものであるからには人間全体を徳性や幸福へみちびくためには神によって定められたただ一つの道（男女ともに知性を伸ばすということ）があるだけだ、というのである。Ibid., p. 23. 同書、37頁。
- ㉖ この点は先にも述べたように、産業革命が開始されたイギリスにおいて、いわば没落してゆく階級の家族に生い立ったことに彼女の生き方は大きく影響されている。
- ㉗ この点については、西村貞枝「イギリス・フェミニズムの背景——ヴィクトリア朝ガヴァネスの問題——」（「思想」1974年7月号）にくわしい。

昭和54年3月30日受理